

令和 5 年 度

教 育 行 政 執 行 方 針

美唄市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	幼児教育	2
3	学校教育	3
4	社会教育	11
5	む す び	15

1 はじめに

令和5年第1回市議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について、申し上げます。

子どもは、次代を担うかけがえのない地域の宝であり、これからのまちをつくる貴重な存在です。

現在、市内の小中学校で学んでいる子どもたちが中心となって活躍する2040年以降の社会は、これまでの日本社会や制度の延長上では対応できない段階にまで至ることが想定され、人口減少や高齢化、デジタル技術による社会の激変、グローバル化や多極化などがこれまで以上の速さで進行し、予測することのできない未来を迎えようとしています。

このような中、美唄の子どもたちが、生涯にわたって自立して生き抜くため、自らの良さや可能性を認識し、自己肯定感を高めていくとともに、激しく変化する時代に通用する「確かな学力」を身に付けることができるよう教育環境の整備に努めてまいります。

また、生涯学習では、市民一人一人が生涯を通じて学ぶことのできる学習機会の充実や学習した成果が適切に評価され、様々な分野で活躍できる環境の整備が必要となっています。

このため、「第3次美唄市生涯学習推進計画 前期基本計画」に掲げる「地域に根ざした学び」の実現に向け、ふるさと美唄にしっかりと基盤をもち、豊かな自然や歴史、伝統、文化を生かした学びを推進するとともに、全ての世代の方が活躍できる環境を整えてまいります。

令和5年度の教育行政の執行に当たりましては、以上の基本的な考え方に基づき、学校教育と社会教育を両輪としながら、「第7期美唄市総合計画」を着実に推進し、新学習指導要領や美唄市教育大綱の基本理念に沿った、教育の振興と充実に向け、市長部局と連携を図り、各分野の施策に全力で取り組んでまいります。

2 幼児教育

はじめに、幼児教育について申し上げます。

幼児教育の充実

幼児期は、多様な経験の中で学んだ基本的な生活習慣の自立を通じて、生涯にわたる人格形成の基礎を育む重要な時期であり、子どもにとって幼児期にふさわしい生活の中で、発達段階に応じた必要な体験を積み重ねていくことが大切です。

また、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえた教育活動を実施し、子どもが主体的に学びに向かうことが重要であり、そのためには幼児教育と学校教育の連携は不可欠であります。

このため、幼児期に培った子どもの学びの芽を小学校につなぐ、スタートカリキュラムを活用しながら接続を一層強化するほか、困り感を持つ子どもについても個別の教育支援計画であるスタートシートの活用により、小学校との切れ目のない支援体制を構築し、質の高い教育を提供できるよう、幼児教育の一層の充実に努めてまいります。

また、旧栄幼稚園を子どもたちの活動の場、幼稚園

教諭や保育士を目指す学生と子どもたちの交流の場などとして活用し、生涯続く学びの芽生えを培う幼児教育の推進に取り組んでまいります。

3 学校教育

次に、学校教育について申し上げます。

確かな学力の育成

一点目は、「確かな学力の育成」についてであります。

今日の学校教育においては、子どもたちが自分の良さや可能性を認識し、他者と協働しながら様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の担い手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

このため、「主体的・対話的で深い学び」を通して、新しい時代に対応できる確かな学力の定着を図ってまいります。

各学校においては、家庭や地域と連携・協働した教育活動を推進するとともに、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、ICTを活用した授業を積極的に展開するなど、教育の充実に努めてまいります。

また、「全国学力・学習状況調査」や「標準学力検査」等の結果を踏まえ、講師を招聘した各種研修等を開催し、専門的助言を日々の授業へ反映させるほか、学力向上プロジェクトチームによる「確かな学力育成プラン」を活用した授業改善の取組を、校長のリーダーシップのもと、全教職員が一つのチームとなって進

めてまいります。

外国語教育については、引き続き、外国語指導助手を有効に活用するなど、児童生徒がバランスの取れた英語力を身に付け、日常的にコミュニケーションを図ることができるよう英語力向上に向けた取組を進めてまいります。

美唄らしい特色ある教育の推進については、本市の基幹産業である「農業」の持つ教育的効果に着目し、子どもたちが農地に足を運び、農業や生物の多様性、食の大切さなどを体験的に学ぶ「グリーン・ルネサンス推進事業」を継続して取り組んでまいります。

また、地域の特性を生かした食農に関する教育を小学校の総合的な学習の時間に「農業科」として位置付け、令和4年度、改訂に取り組みました「美唄市小学校農業科副読本」の活用を図りながら、「農業を学ぶ」だけでなく「農業で学ぶ」ことを通して生きる力を育てまいります。

市内道立高等学校との連携については、高校と小学校や中学校との授業交流のほか、市内中学生の1日体験入学などの交流、高校が行うPR活動やキャリア教育活動などに対する支援を継続してまいります。

また、全ての小中学校において、学校支援地域本部における地域人材の活用などにより、子どもの学びに寄り添った支援を行ってまいります。

さらに、子どもたちの学習意欲の向上や学習習慣の定着に向け、「家庭学習の手引き」を活用するほか、同じ校区の小中学校が一緒に取り組む「家庭学習強化

週間」を引き続き、実施するなど、望ましい生活習慣と家庭学習の定着に努めてまいります。

新たな義務教育制度

二点目は、「新たな義務教育制度」についてであります。

義務教育においては、人口減少に伴う学校の小規模化の進展が予想される中、地域社会の変化に対応した質の高い豊かな教育環境の整備が求められています。

本市の全ての子どもたちに良好な学習環境を提供するため、小中一貫校や義務教育学校の導入を含めた、教育内容の方向性やこれからの学校づくりについて調査・研究を進めるほか、引き続き、小中学校と一体となった生涯学習センター構想の検討を進めてまいります。

豊かな心の育成

三点目は、「豊かな心の育成」についてであります。

子どもたちの豊かな人間性を育むためには、スポーツや自然体験活動などを通じ、思いやりや豊かな感性を身に付けるとともに、誰もが自己の成長を実感し、達成感の持てる授業づくりに取り組むなど、子どもの理解に基づいた指導に努めてまいります。

また、本市の歴史や豊富な地域資源を有効に活用した「地域学・美唄学」を積極的に展開し、子どもたちがふるさとに愛着と誇りを持てるよう「ふるさと教育」を推進してまいります。

道徳教育については、命を大切にし、豊かな人間性

・社会性を育てる「心の教育」を進めてまいります。

不登校児童生徒の対策については、コロナ禍の影響による、不安やストレスなどを抱える子どもや不登校児童生徒への支援も含め、学校とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのほか、関係機関が連携を密にし、未然防止と早期発見・早期対応に努めるとともに、適応指導教室での指導にもつなげてまいります。

いじめの対策については、「美唄市いじめ防止基本方針」に基づき、各学校が実施する定期的な調査や集会活動を支援するなど、「いじめを生まない環境づくり」に努めてまいります。

ヤングケアラーや虐待については、適切な支援と防止に向け、学校や市長部局、児童相談所などと連携し、迅速に対応してまいります。

健やかな体の育成 四点目は、「健やかな体の育成」についてであります。

児童生徒の健やかな心身の発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、食への関心を高め、健康的な生活習慣を身に付けることが求められています。

このため、朝食の摂取や睡眠時間など、規則正しい生活習慣を身に付けることが大切であることから、家庭と連携して、啓発と指導に努めてまいります。

学校給食については、人間の生命の源である「食」と「農」をつなぐことによって、人々が協働して自然

に働きかけ、食べ物をつくり、暮らしを立てるという人間生活の根源を学ぶことができる「生きた教材」であり、子どもたちがバランスの取れた食事や望ましい食習慣を身に付ける重要な役割を担っています。

子どもたちが、学校給食を通じて、命の大切さや地域の食文化、地場産業等に理解を深め、自然の恵みや生産者の努力に感謝する心を育みながら、おいしく、楽しいと感じてもらえるよう、質の高い給食の提供に努めてまいります。

このような考え方から、学校給食を学習教材として位置付けるとともに、保護者の経済的な負担軽減を図るため、引き続き、学校給食費の無償化を行ってまいります。

体力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や「新体力テスト」の結果を踏まえ、全学年で運動に親しむ意識の醸成を図り、子どもの体力の向上を目指した体育科の授業改善や大学生を含めた外部講師の活用を推進するとともに、縄跳びや持久走など「一校一実践」の継続的な取組を通じて運動習慣の確立に努めてまいります。

薬物乱用防止教育や喫煙防止教育に関する指導については、美唄警察署や美唄市医師会など関係団体のご協力をいただき、児童生徒の正しい判断力と行動力を育んでまいります。

特別支援教育の充
実

五点目は、「特別支援教育の充実」についてであります。

特別支援教育については、一人一人の実態に応じた指導を適切に行うとともに、長期的な視点に立ち、幼児期から中学を卒業するまで、切れ目のない一貫した取り組みが大切となります。

このため、個別の教育支援計画であるスタートシートや個別の指導計画の作成、特別支援教育支援員の配置など、子どもの困り感に寄り添う教育活動に努めてまいります。

また、教育相談の充実のほか、美唄市特別支援教育連携協議会や関係機関、各学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、教職員や特別支援教育支援員の資質向上を図るための研修を実施するなど、特別支援教育の充実に努めてまいります。

信頼される学校づくり

六点目は、「信頼される学校づくり」についてであります。

地域に開かれ信頼される学校づくりを実現するためには、保護者や地域住民の意見、要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力していくことが求められています。

このため、「コミュニティ・スクール」の活動を通じて、学校の経営方針や地域の課題などを共有し、校長のリーダーシップのもと、保護者や地域住民と共により良い学校づくりを進めてまいります。

就学援助制度については、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する支援として重要な役割を担っていることから、経済的支援の充実を図る

ため、新たにオンライン学習通信費を支給対象とし、制度の拡充を行うとともに、経済的理由で教育の機会が失われることのないよう広報紙メロディーや市公式ホームページを活用し、広く制度の周知を行ってまいります。

また、経済的な理由により修学が困難な高校生に対する支援として、返還不要の奨学金制度の拡充を図り、生徒が安心して教育を受けることができるよう経済的環境の整備に努めてまいります。

全市的な取組といたしましては、学校での子どもたちの様子を多くの市民の皆様が参観することにより、学校教育への関心と理解を深め、学校と地域との連携を強化することを目的とした「美唄市教育の日 地域一斉参観日」を実施してまいります。

教職員の不祥事防止に向けては、自らの行動が公務の信用に甚大な影響を与えることを常に自覚させるとともに、服務に関する研修資料を効果的に活用しながら、職場研修や個人面談の一層の充実を図り、法令や服務規律の遵守について、徹底を図ってまいります。

特に、教職員による体罰については、児童生徒の人格を侵害する行為であり、いかなる理由があっても、絶対に許されるものではありません。

このため、教職員による体罰や体罰と感じさせるような不適切な指導が行われることがないよう、研修などあらゆる機会を通じて教職員の意識改革を促すとともに、子どもの特性に応じた指導に努めるよう、全ての教職員に対して指導してまいります。

学校における働き方改革については、長時間勤務の解消のため、業務改善と職員の意識改革を進めるとともに、ＩＣＴ機器を有効に活用した授業を積極的に展開するなど、ゆとりある教育活動を推進し、子どもたちと向き合う時間の充実に努めてまいります。

部活動については、「美唄市の部活動の在り方に関する方針」に基づき、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう指導するとともに、運営に係る体制を構築するなど、学校教育の一環として、部活動が持続可能なものとなるよう取り組むほか、休日における部活動の地域移行について、学校や美唄市スポーツ協会などの関係団体と協議・検討を進めてまいります。

教職員の健康管理については、各学校での個人面談はもとより、働きやすい職場環境の整備に努めるなど、教職員の健康・メンタルケアの充実に努めてまいります。

児童生徒の安全の確保については、危機管理マニュアルに基づき、学校防災体制の強化や学校安全マップの活用、地域と連携した通学路等の安全対策の徹底に取り組むほか、地震や台風など自然災害から身を守る危機回避能力等の育成に向けた安全教育の充実に努めてまいります。

教職員研修の充実

七点目は、「教職員研修の充実」についてであります。

各学校における研究指定校事業を継続して実施する

とともに、各種研究会への積極的な参加や外部講師を招聘した研修会の開催により、教職員の資質向上に努めてまいります。

また、美唄の歴史や産業などを学び、これらを授業等に生かすことができるよう、郷土史料館などを活用した「ふるさと美唄研修」を引き続き、実施してまいります。

学校施設の整備

八点目は、「学校施設の整備」についてであります。

学校施設については、子どもたちの学習や生活の場であることから、安全・安心な教育環境を確保するため、東小学校大規模改修工事を引き続き実施するほか、小学校の特別教室の冷房設備工事や中学校のＬＥＤ照明設備工事を実施いたします。

4 社会教育

次に、社会教育について申し上げます。

青少年の健全育成

一点目は、「青少年の健全育成」についてであります。

今日の青少年を取り巻く状況は、インターネットの利用に起因するトラブルや犯罪、ひきこもり、子どもの貧困問題など、新たな問題も生まれています。

青少年が生まれ育った郷土を愛し、美しい郷土を築き上げるための地域活動及び自発的な社会参加を促すことができるよう、安全・安心な環境をつくることが重要となります。

生涯学習活動の充
実

このため、青少年の健やかな成長を支える取組として、ジュニアチャレンジスクールやクライミングフェスタなど、各種体験教室を開催してまいります。

また、放課後児童施設については、保護者に安心して施設を利用していただけるよう、児童の入退室を確認できるシステムを導入してまいります。

二点目は、「生涯学習活動の充実」についてであります。

市民の皆様が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かせる、多様な生涯学習の機会を提供することが大切となります。

このため、市民の皆様が自発的に学習を始められるよう市民カレッジの開催のほか、地域資源を活用した美唄の歴史・文化を掘り起こし、次世代に伝える「地域学・美唄学」の取組を進めてまいります。

図書館については、指定管理者と連携し、蔵書や図書館資料の整備・充実を図るとともに、利用者の求める情報を的確に提供するレファレンスサービスの充実に努めてまいります。

また、市内各地に移動図書館車を巡回するほか、企画展示やインターネット予約サービスなど、読書に親しめる環境づくりに努めてまいります。

文化芸術の振興

三点目は、「文化芸術の振興」についてであります。

文化芸術の振興については、市民の文化活動の意識啓発を図るとともに、文化活動の発表・鑑賞の場の提供と、地域に根ざした創造的芸術文化活動の推進のため、文化団体等との連携を図り、市民文化祭を実施してまいります。

郷土史料館については、「地域学・美唄学」の拠点施設として、歴史的資料の収集、保管、展示などの充実に努めるとともに、収蔵品データの活用に向けた収蔵品管理システムを導入してまいります。

また、多様な学習意欲に対応した講座や講演会など、様々な事業の実施に取り組んでまいります。

安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄については、令和4年度に、市の文化財指定を受けました旧栄小学校校舎の老朽化の進行が著しいことから、令和5年度には、外壁等の改修を行い、計画的な活用・保全に努めてまいります。

文化財等の保護

四点目は、「文化財等の保護」についてであります。

本市の歴史と文化を知る上で欠くことのできない文化遺産である北海道及び市の指定文化財については、先人たちの生きてきた証であります。

このため、無形文化財である峰延獅子舞と峰延東傘踊りについては、保存会との連携を図り、後世への継承に努めるとともに、有形文化財である美唄屯田兵屋

や旧桜井家住宅等については、適切な維持・保全に努めてまいります。

社会教育施設の充
実

五点目は、「社会教育施設の充実」についてであります。

公民館・市民会館については、指定管理者と連携し、市民の皆様の教養の向上や健康の増進、生活文化の振興、文化活動の充実などに努めてまいります。

また、市民の皆様が安全で快適に利用していただけるよう大会議室等の照明をＬＥＤ照明に改修してまいります。

生涯スポーツの振
興

六点目は、「生涯スポーツの振興」についてであります。

生涯スポーツの振興については、「スポーツ健康都市宣言」に基づき、運動やスポーツを通して、人とのつながりを育み、より良い生活を身に付けるため、ライフステージに応じた生涯スポーツの推進に取り組んでまいります。

また、事業の推進に当たっては、スポーツ推進委員や地域おこし協力隊による、体力づくり教室や子どもたちの運動神経を高めるコーディネーショントレーニングのほか、美唄市スポーツ協会や各スポーツ団体などの関係団体と連携・協働しながら、各種大会や様々な教室を開催してまいります。

スポーツ大会の誘致

七点目は、「スポーツ大会の誘致」についてであります。

スポーツ大会の誘致については、美唄市スポーツ協会や各スポーツ団体などの関係団体と連携・協働しながら、各スポーツ施設を活用した大会の開催に向け、取り組んでまいります。

スポーツ施設の整備

八点目は、「スポーツ施設の整備」についてであります。

総合体育館については、市民の皆様が安全で快適に利用していただけるようトレーニング機器や格技室の畳の更新のほか、指定管理者と連携し、施設の維持・管理に努めてまいります。

また、体育センターについては、クライミングの壁を増設するとともに、新たに、クライミング指導ができる地域おこし協力隊を配置し、市民の皆様が安全・安心に利用できる環境を整備してまいります。

サン・スポーツランド美唄のテニスコートについては、利用者が快適に利用できるようナイター照明をＬＥＤ照明に改修し、利用環境の向上に努めてまいります。

5 むすび

以上、令和５年度の教育行政における主要な方針について申し上げました。

新型コロナウイルス感染症については、今もなお警戒が必要な状況にあります。こうした中においても、児童生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学

校における感染症やその拡大リスクを可能な限り低減しながら、学校教育活動を推進してまいりました。

これまでの日常が大きく変化し、予測困難な時代の中でも、子どもたちが、豊かな人生を切り拓いていくためには、基礎的な知識や技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし、多様な人々との協働を促す教育の充実が求められています。

教育委員会といたしましては、本市の子どもたちが、ふるさと美唄への誇りと愛着を持ち、たくましく成長することができるよう、学校・家庭・地域と一体となり、全力で取り組んでまいります。

市民の皆様並びに市議会議員の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。